

佐渡市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定に基づき告示する。

令和3年1月15日

佐渡市議会議長 佐藤 孝

- 1 日時 令和3年1月15日（金）午前10時30分
（議事の都合により時間に変更することがある）
- 2 場所 佐渡市議会議場
- 3 事件名 議案第1号 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について
- 4 意見を述べる者の数 2人（条例制定請求代表者 寺沢正紀、齊藤孝夫）
- 5 意見を述べる時間 1人につき20分以内